

役員等報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美方福祉会（以下、「法人」という）の定款8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償について定めたものである。

(対象)

第2条 本規程の対象となる役員等とは、理事長を含む理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(役員等の出席報酬及び費用弁償費)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合には、法人は役員等に対して、別表1に定める報酬（出席報酬）と費用弁償費（交通費）を月ごとに合計し、直近支払日に支払う。

2 役員等が理事会と同日に併せて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬（勤務報酬）と費用弁償費は併給を行わず、出席報酬と勤務報酬のいずれか、額が多くなる方を支給する。

3 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が書面で行われた場合であっても、法人は役員等に対して、別表1に定める1日分の報酬（出席報酬）を同条第1項と同様の方法で支払う。ただし、費用弁償費については支払わない。

(理事の報酬)

第4条 理事が法人及び施設運営のための業務に従事した場合は、法人は理事に対して、別表1に定める報酬（勤務報酬）と費用弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び施設運営状況の指導又は監査の業務に従事した場合、並びに指導検査への立会に従事した場合は、別表1に定める報酬（勤務報酬）と費用弁償費を支払うことができる。

2 監事に対するその他の報酬等については、理事の規定を準用する。

(費用弁償費)

第6条 役員等に対して、法人の業務遂行に必要な費用（交通費）を別表1に定める費用弁償費として支給する。

2 交通費の実費（居住地から目的地までの通常移動手段）が、費用弁償費の額を上回る場合は、その実費を支給する。ただし、この場合領収書を添付し、請求しなくてはならない。又、車で移動する場合は、別表1に規定する金額を限度として支給する。ただし同乗者には支給しないものとする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人の業務のために出張したときは、別表1に定める報酬及び費用弁償費に加えて、別表2に定める日当を支給することができる。

2 旅費は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、宿泊費及び交通費とする。ただし、実状を考慮して、増額することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用せず、職員に係わる諸規程を適用する。

(支給日)

第9条 役員等の報酬及び費用弁償費（出張旅費の精算を含む）は、当該月で合計し、直近支払日に支払うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則1 この規程は、平成23年9月1日より適用する。

改訂 平成24年12月1日

改訂 平成28年12月2日

改訂 平成29年3月1日

改訂 平成31年3月1日

改訂 令和2年2月1日

改訂 令和3年4月1日 ※第3条（役員の出席報酬）、別表1については令和2年5月1日に遡って適用する。

附則 この規程は、第10条の承認を受けた日（令和6年6月18日）から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用する。

別表 1

名称	区分	報酬	費用弁償費
理事会出席報酬	理事	1回 10,316 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
	監事	1回 10,316 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
評議員会出席報酬	評議員	1回 10,316 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
評議員選任・解任委員会 出席報酬	評議員 選任・解任委員	1回 10,316 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
勤務報酬	理事長	1日 20,632 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
	理事	1日 20,632 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
	監事	1日 20,632 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円
監事監査・指導報酬等	監事	1回 10,316 円	町外：1回 3,000 円 県外：1回 10,000 円

別表 2

名称	支給額	備考
日当	1日 5,000 円	
宿泊費	実費相当	